

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の学校法人Bに採用され、同法人が運営するC大学（以下「大学」という。）に専任講師として勤務したのち、平成〇年からは准教授として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から学長や同僚から受けたパワーハラスメントやいじめにより慢性的なストレスが蓄積されたという。

請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「適応障害」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これら処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病名及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の発病の状況、F医師の意見書等から、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断し、発病時期を平成〇年〇月下旬頃としており、請求人の症状の経過等に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) そこで、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な

出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、本件疾病を発病に至らしめる多くの業務による心理的負荷をもたらす出来事があった旨主張していることから、以下、同主張の出来事ごとを検討する。

(ア) まず、請求人は、平成〇年〇月〇日に請求人の身体状況を確認するために大学が指定した医療機関を受診するよう学部長より指示がなされ、請求人は受診することとなったが、当該指示自体が不適切であると主張する。当審査会では、請求人が当該医療機関を受診することとなった経緯について精査したが、受診は事実確認書からみて、明確に請求人の合意を得た上でなされたものであり、また、当該指示の理由についても、請求人が今後授業を支障なく継続できるかを判断するためという合理性が認められるものであることから、仮に、請求人にとって不満があったとしても、一般的に心理的負荷をもたらす業務上の出来事であるとは判断できない。

(イ) 次に、請求人は、自身の授業のやり方等について平成〇年〇月〇日に学生から提出された嘆願書を取り上げ、同年同月〇日にG委員会が開催され、さらに同月〇日には学生に対する説明会が開催されたことについて不当である旨を主張する。この点、一件記録を精査すると、請求人の主張と大学側の主張には、学生の請求人による授業に対する受け止め方や説明会に至る経緯において食い違いがあるものの、少なくとも学生から「嘆願書」が出されたことは事実であると認められる。学生から、こうした文書が提出された以上、大学側が請求人から事情を聞き、また、学生に対して説明をしたことについては、合理性があると判断すべきである。この点、請求人は、呼び出し回数が〇回にも及んだことを不当である旨主張するが、こうした事態に至った背景には、請求人の釈明が学生の主張と乖離していたため事実確認が必要であったと判断し得るものであり、調査が長期間に及んだことも致し方ないと言わざるを得ない。したがって、この一連の経過について、請求人が不満を抱いたことは理解できるも、大学側として学生の苦情に係る請求人への対応が不当であったとは判断できず、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事に該当する出来事として「上司とのトラブル

があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価しても、やや強い業務指導が行われたものであると判断することが相当であり、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

(ウ) また、請求人は、学部長ら上司から発病直前まで継続して「いじめ」を受けていた旨を主張するが、当審査会において、一件記録を精査するも、決定書に記載のとおり、上記G委員会や学生への説明会の場において、請求人にとっては厳しいと感じられるであろうやり取りがあった事実は認められ、また、H委員長から試験の監督をするよう求められた等の事実は認められるものの、いずれも大学教員としての一般的な務めを求められたと判断すべきものであり、それらの場面において、請求人の人格や人間性を否定するような嫌がらせが執拗かつ繰り返行われたという事実も認められないことから、業務による心理的負荷をもたらす出来事であったとは判断し得ない。

(エ) さらに、請求人は、事実確認書について、記載内容やその手続き等について不当である旨を主張するが、当該確認書は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の〇回にわたる請求人と学部長らとの話し合いの結果として作成されたものと認められ、最終的には、請求人も自ら署名している。請求人は、法律学を専門とする研究者であり、当該署名の意味については理解しているものと判断されるどころ、後にこれを不当な要求であった等との反論は受容しがたく、同主張について、業務による心理的負荷をもたらす出来事であるとは判断できない。

(オ) 以上のことからすると、請求人について認定基準別表1の具体的出来事に該当する出来事としては、心理的負荷の総合評価「中」となる出来事が1つ認められるに過ぎず、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものである。

なお、請求人は、本再審査請求において、公正かつ慎重な審理を希望する旨主張しているところ、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、大学関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無についても精査したものであることを付言する。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

本件における一件記録からは、業務以外の心理的負荷については認定基準に基づき特に評価すべき要因は認められない。個体側要因については、請求人は平成〇年〇月より I クリニックに定期的に通院し「吃音」、「神経症」、「抑うつ状態」、「不眠症」と診断され、抗うつ薬や睡眠薬が継続して処方されている。また、平成〇年〇月から「抑うつ状態」により約〇週間休業していることも確認できる。

(5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

(6) 以上のことから、当審査会としても請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。